

農地中間管理機構関連農地整備事業

が新たに創設されました

事業概要

農業者の費用負担なしで「ほ場整備」が実施可能

【事業主体】 県

【事業費の負担割合(%)】 国：62.5、県 27.5、市町 10 農家 0

【実施内容】 区画整理、農用地造成

【事業要件】

- ・農地中間管理機構が借入した農地が対象(借入期間 15 年以上)
- ・対象農地面積 10ha(中山間地域は5ha)以上
- ・対象農地を構成する各団地は1ha(中山間等は 0.5ha)以上
- ・対象農地の8割以上を担い手に集団化
- ・収益性が 20%以上向上又は生産コストが 20%以上削減

事業のメリット

- 農業者の費用負担なし (国が農業者負担分を負担)
- 従来事業よりも面積要件が緩和 (20ha 以上 → 10ha 以上)
- 中山間地域では、さらに緩和 (10ha 以上 → 5ha 以上)
- 1 団地の農地面積 1ha 以上 (中山間地域、樹園地 0.5ha 以上)

- 産地パワーアップ事業、果樹経営支援対策事業、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業等と組み合わせて一体的に整備
- 各種施策との一体的推進

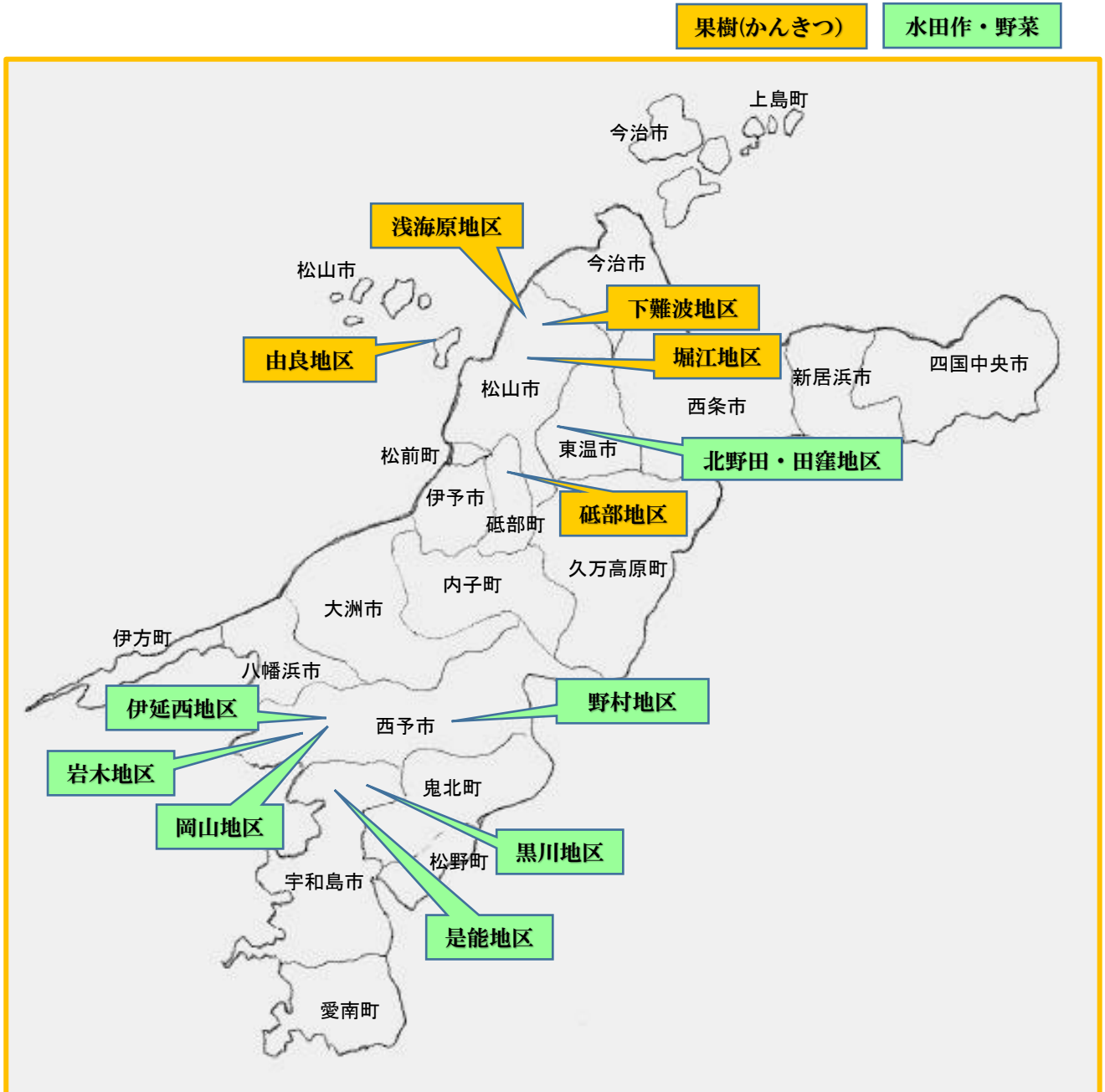
関係機関の連携

- 県(関係各課)
- 農地中間管理機構
- 市町
- 土地改良区
- JA 等

- ◇ 担い手への農地集積・集団化
- ◇ 新規就農者の確保・定着
- ◇ 高収益作物の生産拡大・高品質化
- ◇ 耕作放棄地の解消・発生防止

※詳しい事業の内容や要件等は、市町の農業土木担当課、または県地方局農村整備課企画検査室までお尋ねください。

機構関連農地整備事業実施検討地区位置図（愛媛県）



※ 上記には事業への取組みを検討している段階の地区を含みます（平成30年8月末）